

下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成26年8月12日（火） 午後1時30分～3時30分

場所：本庁舎共用会議室B

参加者（敬称略）：森 邦恵委員、弘利 要委員、江藤 和代委員、坂田 秀和委員、
内田行政管理課長、笹野行政管理課長補佐、倉前

【内容】

次第2. 議事 ～ 前回における確認事項について

委員) 委員の過半数の出席があり、規則第5条の規定に基づき開会の条件を満たしていることを確認。

委員) 看護師養成事業費補助金（NO.15）について、減収分を補填するために補助金を支出するというの一般的なのか。クラスを増やすという対応もできると思うが。

→時限的な激変緩和措置として補助金を支出ということはあると思う。（事務局）

→実際に40人学級になっているのか。（委員）

→所管課に確認したが、実際に医師会の看護学校が40人学級に移行する時期は未定であり、現在のところ補助金を増額するつもりはないとのこと。前回の確認事項として、7千万円の内部留保があるにもかかわらず増額要望があった理由について聞かれたので、医師会側の意図を説明したもの。また、学級数を増やすことは、現状の施設と人員配置では対応が難しいため、実質的に生徒数の減少、減収となることは避けられないとのことであった。（事務局）

→一般市民の感覚からすると、7千万円の繰越があり、補助金額の積算根拠も明確ではないとなると見直しは避けられないと思う。（委員）

委員) 社会福祉協議会等事業費補助金（NO.11）について、2億5000万円もの繰越が生じているが、それだけの運転資金が必要なのか。また、資金収支計算書を見ると、当期資金収支差額が△18,226,018円、前期末支払資金残高が18,226,018円、当期末支払資金残高0円というのは不自然ではないか。

→経理区分間繰入金で調整したものと思われる。（事務局）

→適正な経理が求められる時代であるから、適正な運転資金の範囲に留めるべきと思う。（委員）

→社協にしてみれば、これくらいの運転資金が必要ということではないか。大きな組織であるし、市にとっては社協がなくなれば手足をもちたような感じになる。繰越額の2億5000万円が多いか少ないかは

- 判断できないが、職員の給料も高いという印象はない。建物も古くて、決して贅沢をしているようには思えない。(委員)
- 貸借対照表の固定負債の欄に長期運営資金借入金があって、増減がない。一般的に借入金は返済があるため何らかの増減があると思うが。当期活動収支差額を見ると確かに赤字(平成24年度)であり、厳しいということは分かる。(委員)
- 公益的組織である社協でも、補助金を受ける以上、例外なく適切な経理が求められるという点で意見があったことを付すべき。(委員)
- 内部の検討委員会の意見として整理表には「事業費補助への移行」が求められている。各事業の補助金の中で間接経費として算定すべきだということだろうが、それは可能なのか。それとも1億3400万円のうちのいくらかを不採算部門の人件費として補助する例外の運営費補助のルールをつくるのか。(委員)
- 管理部門の職員は事業を行っていない。その管理部門の職員を各事業に振り分けるとするのは難しいと思う。(委員)
- 他市の状況を調査するとともに、指針に示した原則的ルールとしての事業費補助への移行も視野に入れて、再度、制度設計について検討・研究することを求めたもの。その結果として、例外的に運営費補助を残すということも可能性としてはあると思う。しかし、その際にも人件費や繰越額の妥当な水準などの見直しは引き続き求めていきたい。(事務局)
- 給料の水準は決して高くないと思うので、補助金カットありきで話をせず、事業のやり方を検討して人数を1人でも減らすなどの効率化を求めたい。(委員)

次第2. 議事 ～ 答申案について

委員) 答申案の「5 今後の見直しにあたっての留意点」の③で「期限を待たずに早い段階からの見直し」について記述しているが、「4 審議の結果」の「(1) 全体意見」で触れた方が、よりインパクトを持たせられると思う。

委員) 「4 審議の結果」の「(2) 個別意見」について、委員会で特に議論があったもののみが記載されているが、記述がないものが、あたかも問題がなかったかのように受け取られる可能性があると思う。

→内部の検討委員会で方向性等をまとめたものを整理表に記載した。本委員会の答申では、これからの変更点・意見等を記載し、市の方針決定をする際には、再度、整理表に答申の内容等を反映させる予定であった。(事務局)

→委員会で特に議論をしなかったものについて問題がないわけではなく、そういった印象を与えてしまうのは良くない。今回の見直しの対象となった51の補助金について枠を設け、「事務局案のとおり」と記載するなどした方がよい。(委員)

事務局) 第2回の委員会の際に、委員から、すぐにでもやめるべき補助金については3年の期限を待たずに終了させることを記載すべきとの意見があったが、具体的にどの補助金か。

→NO. 2、3、5は平成30年3月31日を待たずに終了させるべきと意見を付したい。(委員)

事務局) NO. 4の木屋川ダム嵩上げ協議会補助金の記述について、「事業の必要性は認められる」とあるのは、補助事業自体が認められると読めるので、「ダムの嵩上げ事業の重要性は認められる」と改めたい。

委員) 内部の検討委員会の審議の結果としての整理表と本委員会の答申とを区別する必要があるのか。整理表に本委員会での協議の内容を加筆するということはできないか。その上で、後段で全体の傾向として留意事項をまとめてもらうのがいいと思うが。

→51の補助金について、それぞれ記述されればよい。(委員)

→期限の修正等についても記述されたい。(委員)

委員) 減価償却費を補助の対象とするかどうかの議論があったが、償却資産を市が購入したような場合に、その減価償却費を補助の対象とするのは意味がないが、償却資産を補助金交付先団体が自己資金で購入するような場合には、補助の対象とするべきだと思う。

→NO. 32の密漁監視費補助金は、監視船を自前で買うものだったが、減価償却費に充てても現金自体は動かないので補助の対象とはすべきでないと考え、指摘した。(事務局)

→いつか自前で買うためにはその購入費を準備していかなければならないので、それを補助対象にすることに意味はあると思う。(委員)

委員) NO. 23の景観まちづくり活動助成金について、意見を付したい。表彰式への出席に係る旅費に充てられた補助金である。「終了」でもよいのではないか。

→景観法によって平成22年度から景観協定(建物の色や形など、地域ごとの景観を守るためのルールを定めるもの)が制度化された。景観協定を締結するまちづくり団体の組織化を誘導するための補助金で

ある。その活動が認められて表彰を受けることになり、その旅費を支出したもの。(事務局)

→積極的な団体というのは、それほど多くないと思う。玉がなくなった時に同じ団体が継続して補助を受けるというようなことがないよう
にしなければならないし、無理やり補助交付先を仕立てるということ
も好ましくない。それならワークショップなど、他にすべき事業があ
ると思う。(委員)

委員) NO. 10 の芸術文化団体育成補助金について、27,000 円を 10 年間も補助するということが市民が理解するとは思えない。趣味のサークルの活動に対する補助が必要なのか。

→立ち上げた当初の運営基盤が弱い時期の時限的補助であれば、3 年程
度が適当と思う。(事務局)

→どれだけ新規参入を許しているのか。既存団体が既得権を主張して新
興勢力への配慮が及ばないという傾向を憂慮している。時限を設けて
新規参入を認めるやり方が公平であると思う。(委員)

→わずか 27,000 円をもらって煩雑な手続きをしなければならないこと
を考えると自立を促した方がよいのでは。市が補助金をくれるという
から、もらえるものはもらっておこうということでは。(委員)

→予算の使い切り、予算の獲得がよいのではなく、少ない予算で高い効
果を生み出すことがいいことだという認識を市の職員にも持っても
らいたい。そういった意識が根付けば、補助金はかなり削減できると
思うし、違うところにお金を振り向けることができると思う。(委員)

委員) NO. 16 の薬物対策協議会補助金と NO. 17 の献血推進協議会補助金について、啓発資材や記念品の購入に充てられているが、10 年、20 年前であれば喜
んだであろうが、いま、そういった感覚なのだろうか。きちんと効果を測
って、内容を検討してほしい。

委員) NO. 21 の猟友会補助金について、10 万円を 6 団体に支出するものだが、充
当費目は要綱等に明確に示されていないものの、用途はすべて射撃練習経
費に充てられている。実は、このような整理が好ましいのではないか。

→有害鳥獣対策で猟友会が果たす役割は大きい。このため、猟友会に補
助を行っているものだが、必然的に技術研鑽に振り向けられているも
ので、事業費補助への移行の例となるものである。(事務局)

次第3. その他

委員) 答申の最終案については会長への一任とすることに同意。

事務局) 平成26年8月18日(月)に市長に答申を頂く。答申については、各委員に製本版を送付する。